平成２６年（フ）第３６０号
千葉県我孫子市泉38番２―204号　天王台ファミールハイツ
債務者　佐藤　　猛
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１２号
静岡県富士宮市小泉2033番地の20
債務者　土井とみ子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２４号
京都府綾部市新庄町柿52番地
債務者　内田惠美子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
大阪府羽曳野市古市６丁目17番14号
債務者　中谷　義浩
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４１号
大阪府南河内郡河南町大字神山378番地の４
債務者　北野　邦彦
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８６号
堺市東区日置荘北町14番地17
債務者　中野　智恵
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０２号
大阪府富田林市中野町３丁目817番地６
債務者　井上　勝也
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６１８号
堺市堺区向陵西町４丁９番７―302号
債務者　和泉　幸子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６３８号
堺市堺区竜神橋町２丁３番１―908号
債務者　徳川双美緒
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４５号
堺市堺区永代町１丁１番18―413号、前住所堺市堺区西湊町６丁２番６―301号
債務者　森山英子こと　金　　英子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５６号
堺市東区丈六120番地２
債務者　角間　昭子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８６３号
大阪市淀川区宮原４丁目４番１―902号
債務者　木下錦姫こと　李　　錦姫
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９４０号
大阪市旭区新森１丁目６番６号　リバティ新森305号
債務者　友居　正志
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１７７号
大阪府大東市幸町５番16号
債務者　杉岡　光明
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５０号
大阪市東淀川区東中島５丁目３番９―201号
債務者　安藤　房子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１４号
神奈川県海老名市上今泉５丁目37番16号
債務者　湯田　瑞希
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１７２号
神奈川県藤沢市亀井野2023番地
債務者　川本　修三
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部